

2025 年 第 70 回 神子元島レース

関東トラディショナルシリーズ（KTS）第 3 戦

裁量ペナルティーポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はペナルティーなしから失格までです。ペナルティーは、この裁量ペナルティーポリシーに沿って決定されます。
2. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。
3. ペナルティー決定の出発点は、表 1 と表 2 に与えられています。表 1 には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのバンドが示されています。表 2 は、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。
4. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。

バンド 1	: 0% - 2%	(中点 1%)
バンド 2	: 2% - 4%	(中点 3%)
バンド 3	: 4% - 10%	(中点 7%)
バンド 4	: 失格	
5. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。

6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。
- (a) 違反は偶発的であったか。
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか。
 - (c) 競技者は、基本原則「スポーツマンシップと規則」に従って自ら違反を報告したか。
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。
- (a) 違反は繰り返されたか。
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
 - (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか。
8. プロテスト委員会は、6と7以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。
9. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき成績が算出されます。
- (a) 成績は、失格より悪くはない。
 - (b) タイムペナルティーの計算では、秒の小数点以下第1位を四捨五入する。
 - (c) ペナルティーは、その艇の所要時間に追加される。
10. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決、または、規則 64 に基づいて裁量ペナルティーが決定された場合、その掲示には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点を $n\%$ と決定した。」
 - (b) 「〇〇であったので、裁量ペナルティーポリシー $x\%$ に基づき、ペナルティーを軽減した。」
または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「〇〇であったので、裁量ペナルティーポリシー $x\%$ に基づき、ペナルティーを加重した。」
または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「艇Xに、 $n\%$ のペナルティーを課す。」
11. 支援者が規則（規則 69.1(a)を含む）に違反したとプロテスト委員会が判定した場合、規則 62 に基づき、その支援者に対するペナルティーに加えて、特定の状況においては、その支援者が支援する艇にもペナルティーが課されることがあります。この場合の支援者と艇へのペナルティーは、規則 62 に基づき、いずれもプロテスト委員会の裁量で決定されます。

<表 1 違反と対応するバンド>

規則	違反内容	バンド
SI 4		
行動規範	要求に応じなかったことに	
	もっともな理由がある	1-2
	もっともな理由がない	3-4
SI 8		
レース旗	掲揚されていたが、所定の位置ではなかった	1
	掲揚されていなかった	1-3
SI 21		
出艇申告の変更（乗員の変更）		
	変更の届出がなかったか遅れたことに	
	もっともな理由がある	1-2
	もっともな理由がない	3-4
SI 22		
スタートしない場合、リタイアする場合の連絡義務		
	連絡がなかったか遅れたことに	
	もっともな理由がある	1
	もっともな理由がない	4
SI 29		
エンジンの使用	報告がなかったことに	
	もっともな理由がある	1-2
	もっともな理由がない	3-4
SI 32		
支援者船	申告がなかったことに	
	もっともな理由がある	1-2
	もっともな理由がない	3-4

＜表 2 ペナルティーを決定するための一般的な質問と対応するバンド＞

質問内容	バンド
＜危険を及ぼす可能性があったか？＞	
・及ぼさなかった。可能性もなかった。	1
・及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、 または及ぼしたか否か明らかではない。	2-3
・及ぼした。	4
＜艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？＞	
・証明できた。	1
・証明できなかった：有利を得る可能性はあったが、得なかった。 または得たか否か明らかではない。	2-3
・証明できなかった：有利を得た。	4
＜スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？＞	
・無い。	1
・懸念されるが確かではない。	2-3
・可能性がある。	4
(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する)	
＜損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？＞	
・無かった。	1
・可能性はあったが、引き起こさなかった。	2-3
・引き起こした。	4
＜支援者の違反によりが支援している艇は競技上の有利を得たか？＞	
・有利を得なかった。可能性もなかった。	1
・有利を得る可能性はあったが、得なかった、 または得たか否か明らかではない。	2-3
・有利を得た。	4

以上

2025 年 9 月 23 日

プロテスト委員長